

事後調査の結果

調査項目 : 土壌汚染

予測した事項 : 土壌汚染物質の土壌中の濃度、地下水への溶出の可能性の有無及び新たな土地への拡散の可能性の有無

1 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域内とした。

2 調査手法

(1) 調査事項

① 予測した事項

土壌汚染物質の土壌中の濃度、地下水への溶出の可能性の有無及び新たな土地への拡散の可能性の有無

② 環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査時点

① 予測した事項

対象事業に係る工事の施行中の期間とし、本事業に係わる汚染土壌の掘削除去工事期間は、以下に示すとおりである。

- ・ 工事開始日：平成29年6月7日
- ・ 工事終了日：平成29年9月5日

② 環境保全のための措置の実施状況

予測した事項と同じ時期とした。

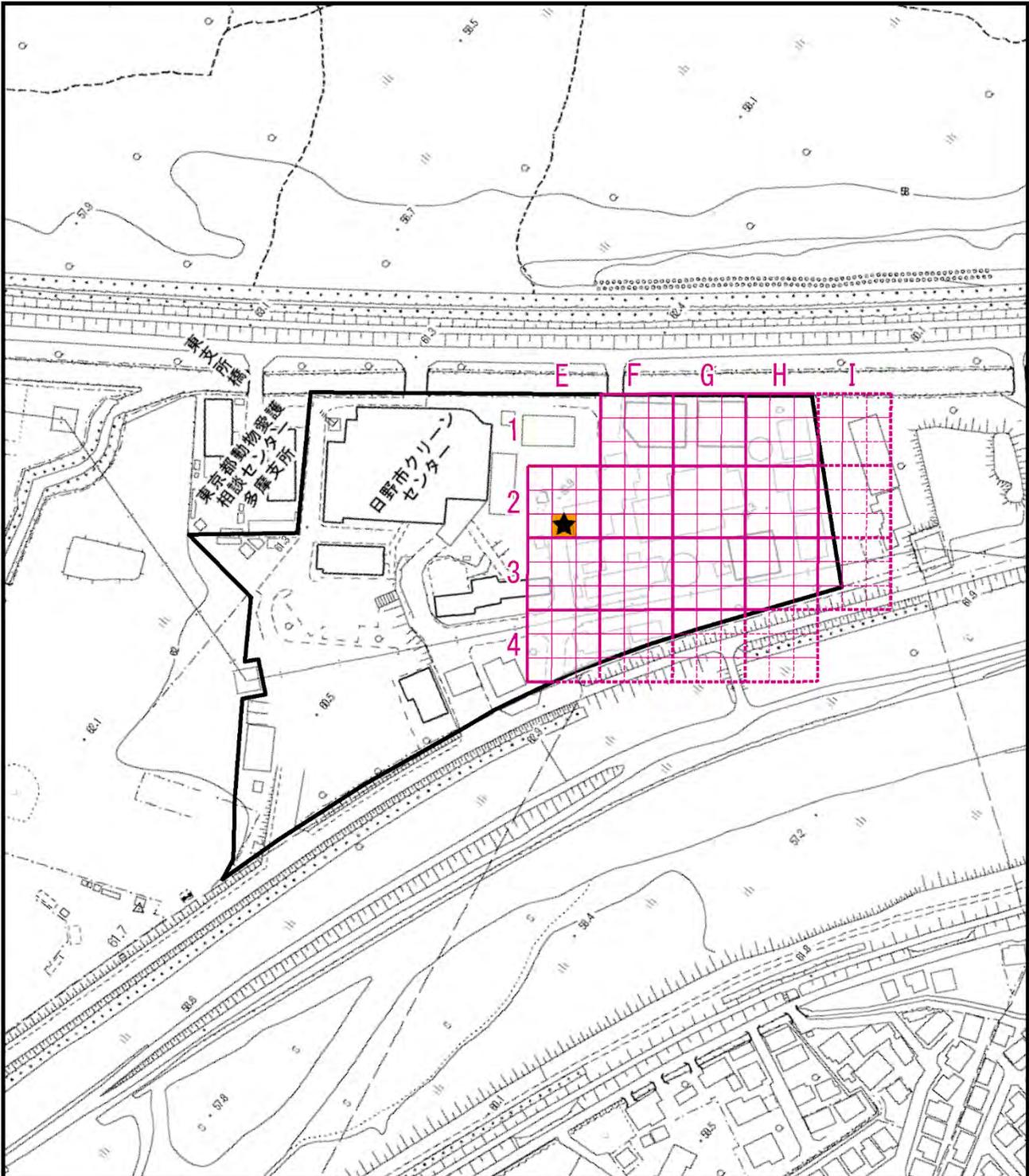
(3) 調査地点

① 予測した事項

対象事業実施区域内とし、本事業においては、平成23年における調査において、 図4-1 (107ページ) に示す位置において、基準超過が確認された。

② 環境保全のための措置の実施状況

対象事業実施区域内とした。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 単位区画(10m区画)
- : 単位区画(30m区画)
- : 鉛及びその化合物 (E-2-8)
- ★ : 地下水調査地点

図 4-1 土壌汚染調査地点
(基準超過地点)

30m区画内の単位区画の名称は、以下の通りとした。



例) ○の単位区画はE-1-3と表す。



この地図は、東京都縮尺1/2500地形図(平成27年度DVD版)を使用したものである。

(4) 調査方法

① 予測した事項

環境保全のための措置の実施状況の確認による方法とした。

② 環境保全のための措置の実施状況

現地調査及び工事日報等関連資料の整理による方法とした。

3 調査結果

(1) 事後調査結果の内容

① 予測した事項

平成29年6月～9月にかけて、同地点で汚染土壌の掘削除去を実施した。掘削除去した汚染土壌の量は、表4-1及び図4-2（110ページ）に示すとおりである。

128.3m³（225.41t）の汚染土壌を掘削除去し、措置完了報告書を平成29年9月27日に提出した。

また、土壌調査時（平成23年8月29日～9月2日実施）において地下水汚染は確認されていないため、埋め戻し完了後に1回地下水調査を実施した。その結果は、表4-2に示すとおりである。

地下水調査の結果、鉛及びその化合物が、定量下限値未満（0.005mg/L未満）であり、地下水汚染は確認されなかった。

表 4-1 土壌汚染掘削除去量

	実施対策土量 (m ³)
掘削除去措置	128.3

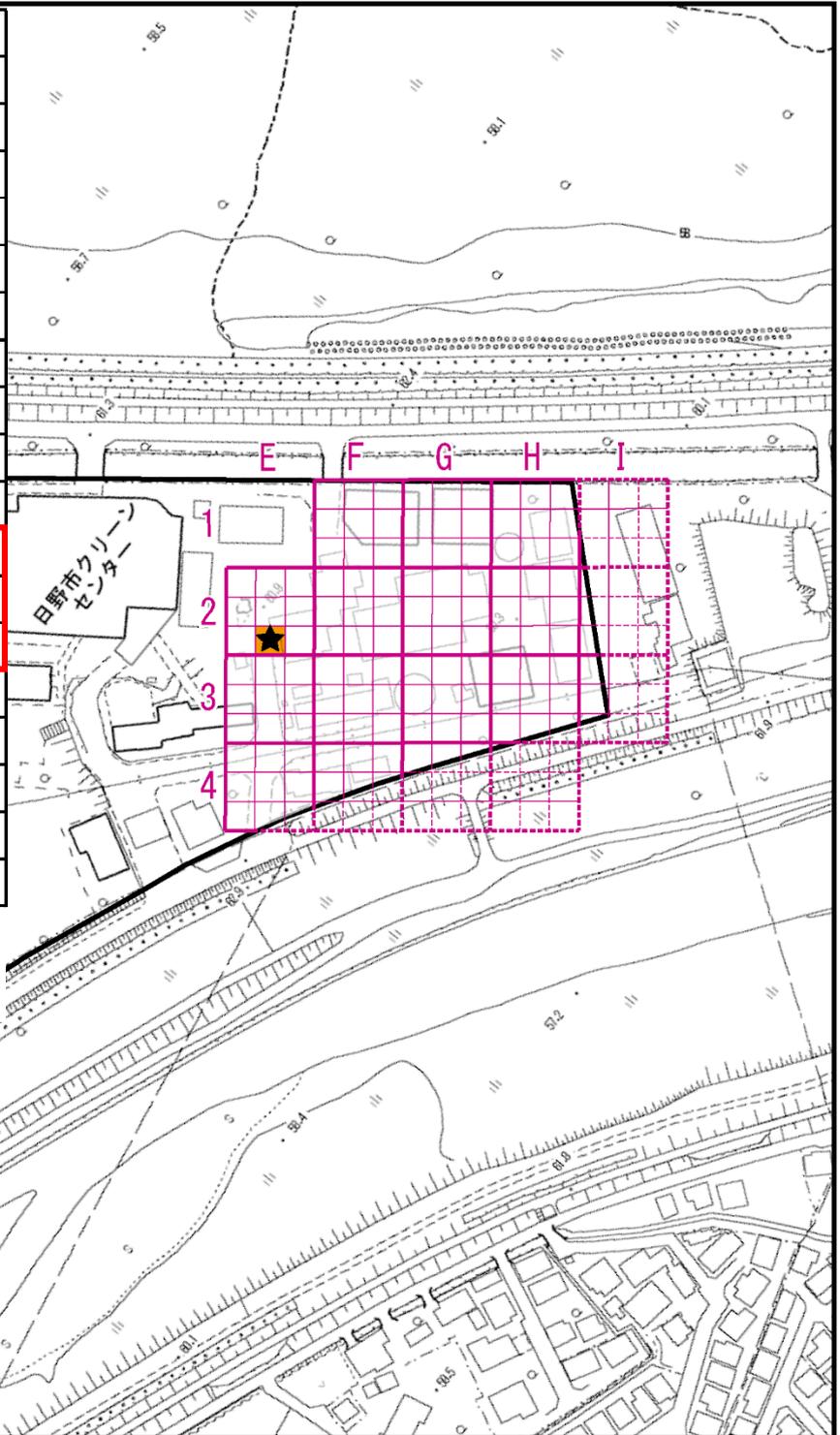
表 4-2 地下水調査結果

物質	鉛及びその化合物
基準値	0.01 mg/L
区画	E-2-8
調査結果	0.005mg/L 未満

E-2-8		
調査深度	鉛溶出量	鉛含有量
GL (m)	(mg/L)	(mg/kg)
0~20	アスファルト舗装	
表層~-0.5	砕石	
-1.0	0.003	37
-2.0	0.002	39
-3.0	0.007	<15
-4.0	0.008	<15
-5.0	0.007	<15
-6.0	0.004	<15
-7.0	0.008	<15
-8.0	0.012	<15
不透水層上端 (-8.1)	0.002	<15
-9.0	<0.005	-
-10.0	<0.005	-
地下水	0.004	-
基準値	0.01	150
定量下限値	0.001 (0.005)	15

注) 土壤溶出量の定量下限値は、
GL-1.0~8.1mが0.001mg/L
GL-9~10mが0.005mg/Lである。

基準不適合

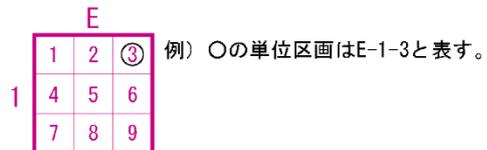


凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 単位区画 (10m区画)
- : 単位区画 (30m区画)
- : 鉛及びその化合物 (E-2-8)
- ★ : 地下水調査地点

図 4-2 土壤汚染詳細調査結果及び掘削除去深度 (本事業範囲)

30m区画内の単位区画の名称は、以下の通りとした。



この地図は、東京都縮尺1/2500地形図 (平成27年度DVD版) を使用したものである。

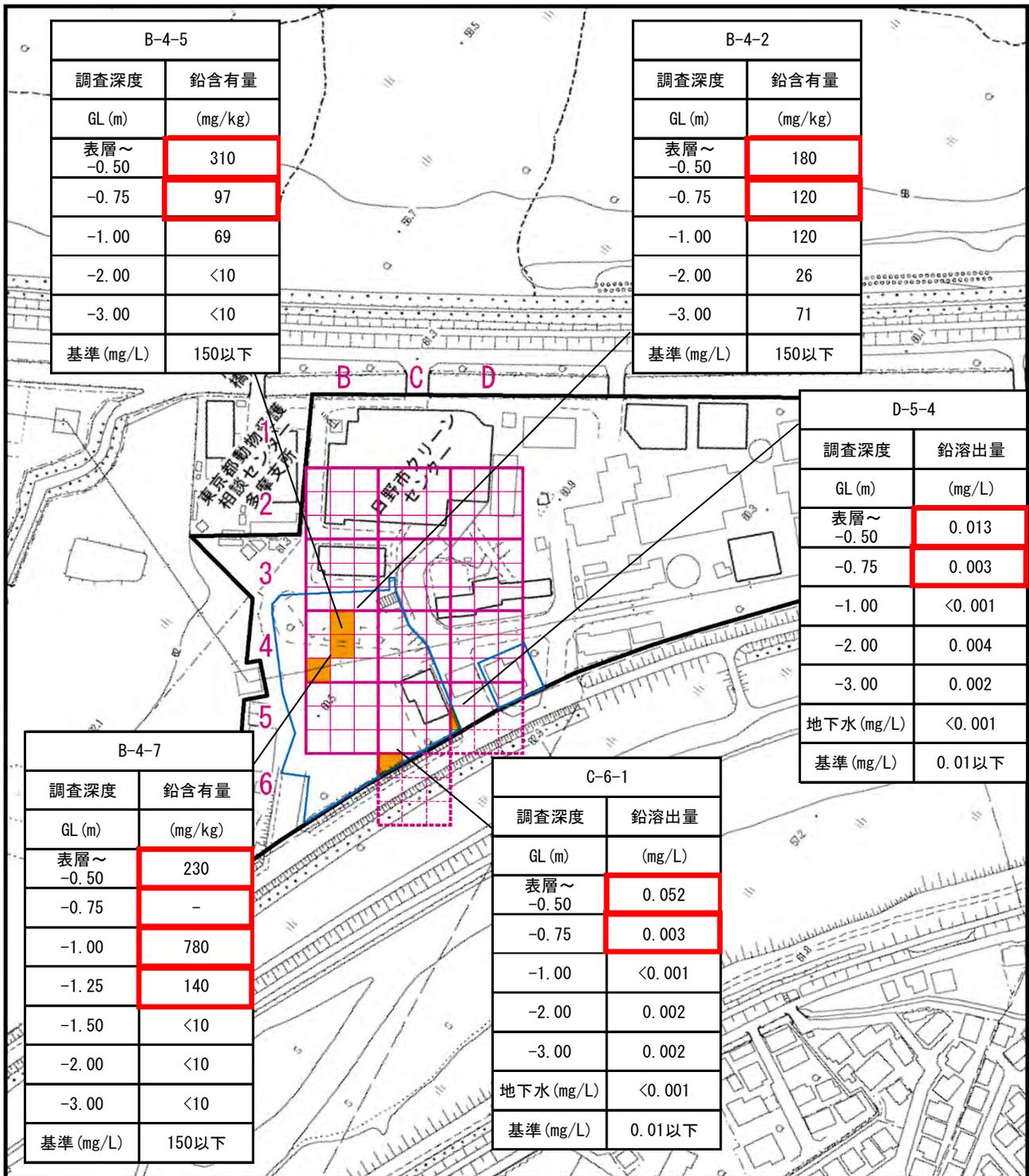
②環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表4-3に示すとおりである。

なお、今回の報告期間中、土壌汚染に係る苦情はなかった。

表 4-3 環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 建設予定地内で汚染土壌が確認された E-2-8 区画の G.L.-8m 付近を含む範囲では、地下水質の監視を行い、今後、土地の形質変更を行う際は、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」等の関連法令等に基づく届出及び措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設予定地内で汚染土壌が確認された E-2-8 区画の G.L.-8m 付近を含む範囲では、地下水質の監視を継続した。 「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」等の関連法令等に基づき、平成 29 年 3 月及び平成 29 年 12 月に「一定規模以上の土地の形質変更届出書」を提出した。 平成 29 年 6 月～9 月にかけて汚染土壌の除去等の措置を実施し（表 4-1（109 ページ）参照）、平成 29 年 9 月 27 日に「措置完了報告書」を提出した。
<ul style="list-style-type: none"> 日野市プラスチック類資源化施設の関連施設建設予定地では、解体予定の既存事務所等の廃止後、関連法令に基づき、必要に応じて日野市が適切な調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 日野市プラスチック類資源化施設の関連施設建設予定地では、関連法令に基づき、概況調査及び詳細調査を実施した。その結果は、図 4-3（112 ページ）に示すとおりであり、B-4-2、B-4-5、B-4-7、C-6-1、D-5-4 区画において、鉛含有量及び鉛溶出量で基準超過が確認された。
<ul style="list-style-type: none"> 基準値を超過する汚染された土壌が確認された場合、日野市によって、関連法令に基づく適正な措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準値を超過した汚染土壌については、平成 30 年 5 月 7 日～10 月 4 日に掘削除去工事等を実施し、平成 30 年 7 月 6 日に「措置完了報告書」を、平成 30 年 12 月 5 日に「措置完了報告書（その 2）」を提出した。実施対策掘削土量の合計は、105m³であった。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 調査対象地 (工事範囲)
- : 単位区画 (10m区画)
- : 単位区画 (30m区画)
- : 鉛及びその化合物 (E-2-8)

図 4-3 土壤汚染詳細調査結果及び

基準不適合 掘削除去深度 (関連施設範囲)

30m区画内の単位区画の名称は、以下の通りとした。



例) ○の単位区画はE-1-3と表す。



この地図は、東京都縮尺1/2500地形図 (平成27年度DVD版) を使用したものである。

(2) 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

ア. 土壤汚染物質の土壤中の濃度及び地下水への溶出の可能性の有無

汚染土壤については、評価書の記載のとおり、関連法令に基づく適切な措置及び届出として、土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づき、掘削除去を実施し、適切に埋め戻しを行った後、地下水調査及び措置完了報告書を提出した。

また、日野市プラスチック類資源化施設の関連施設建設予定地については、土壤汚染対策法及び環境確保条例における調査及び調査結果を踏まえ、掘削除去等の措置の実施、並びに届出を提出した。

以上のことから、評価書の記載のとおり、「土壤汚染対策法」に定める指定基準及び「環境確保条例」に定める汚染土壤処理基準を遵守できていると考えられる。